

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 15年～50年
工作物 7年～60年
物品 4年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ リース資産
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

- 現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
 - ② 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。
- 2 重要な会計方針の変更等
- (1) 会計方針の変更
該当ありません。
 - (2) 表示方法の変更
該当ありません。
 - (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当ありません。
- 3 重要な後発事象
- (1) 主要な業務の改廃
該当ありません。
 - (2) 組織・機構の大幅な変更
該当ありません。
 - (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当ありません。
 - (4) 重大な災害等の発生
該当ありません。
- 4 偶発債務
- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当ありません。
 - (2) 係争中の訴訟等
該当ありません。
- 5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）
- (1) 対象範囲
一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
 - (2) 出納整理期間について
地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
 - (3) 表示金額単位
千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
 - (4) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 93千円
 - (5) 繰越事業に係る将来の支出予定額
繰越事業に係る将来の支出予定額 229,953千円

6 追加情報（貸借対照表に係るもの）

(1) 地方交付税措置のある地方債

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 5,607,050千円

(2) 将来負担に関する情報

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	4,455,398千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	582,719千円
将来負担額	9,500,869千円
充当可能基金額	3,900,647千円
特定財源見込額	100,070千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	5,607,050千円

(3) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
なし

7 追加情報（純資産変動計算書に係るもの）

(1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

8 追加情報（資金収支計算書に係るもの）

(1) 基礎的財政収支

744,699千円

(2) 既存の決算情報との関連性

既存の決算情報との関連性

① 歳入歳出決算書

収入（歳入）：10,871,463千円

支出（歳出）：10,473,134千円

② 資金収支計算書

収入（歳入）：10,561,379千円

支出（歳出）：10,472,604千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

また、歳出においては、本町は過去において公金横領があったため、その弁償金（歳入）を横領元の繰越金へ充当するための繰出金（歳出）を計上しないため、その分だけ相違します。

(3) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	957,269千円
投資活動収入の国県等補助金収入	301,744千円
未収債権額の増加	84,796千円
減価償却費	▲758,799千円
賞与等引当金繰入額（減額）	9,983千円
徴収不能引当金繰入額	▲3,264千円
資産除売却益	16,555千円
不能欠損	▲2,776千円
純資産変動計算書の本年度差額	605,508千円

(4) 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 500,000千円

一時借入金に係る利子額 なし

(5) 重要な非資金取引

なし